

神川だより

長野県神川沿岸土地改良区
令和4年6月1日
印刷：PO印刷株式会社



Contents

いよいよ今年度、
小水力発電施設の工事が始まります！

(詳しくは6ページ)

- ・ 理事長ごあいさつ
- ・ 令和2年度決算及び令和4年度予算
- ・ 県営かんがい排水事業菅平地区について

受益面積及び組合員

令和4年4月1日現在

受益面積 …… 1,181ha

組合員 …… 3,714名

理事長ごあいさつ

令和4年度の改良区報をお届けいたします。組合員の皆様には農作業等にお忙しい毎日をお過ごしのことと存じます。

さて、新型コロナウイルス感染症の蔓延やロシアによるウクライナへの侵攻などの影響によって、私達の生活においてもマスクを着けての外出や、燃料・光熱費の高騰のように今まで非日常であったことが日常になってきています。この結果として食品の値上げ等生命の維持に欠かせない食料供給にも影響が出始めています。世界的にも人口増加による食料需要の増加や穀物や飼料作物の不足により食糧不足の恐れが現実化しているとも言われています。

時代や生活様式が変わっても人間食わずに生きてはいけません。日本は食料の自給率が40%以下という輸入に頼っている状況ですが、社会情勢の変化によっては燃料や食料の輸入が途絶するような事態も想定されます。そのためには今まで以上にこれからの食料確保、安全保障を真剣に考えていく必要がある時代になってきたと感じます。

国においては、食料の安定供給の確保に向けて将来にわたって良質な食料が合理的価格で安定的に供給されなければならないとし、国内の農業生産の増大を図ることとしていますが、生産主体である私たち農家、農業を取り巻く状況は、本格的な人口減少社会到来により過疎化、高齢化、担い手不足などにより農地の荒廃、農業用水路等の管理や営農継続への影響を危惧する状況となっています。加えて

気候変動により季節を問わず自然災害が多発しており、台風19号による災害に見られるように防災・減災対策も避けられない課題となってきています。

このような状況のなかで、当改良区でも課題になっている少子高齢化による後継者不足、土地持ち非農家の増大などから農地の耕作放棄地が拡大している現状を改善するためには、食料安全保障にもつながる思い切った農政改革が必要ではないかと考えます。

現在の農地法では農地の取得は農家に限るとされています。一部法人には所有が認められてきた経過はありますが生産財である農地を農家が独占している「農地の農家独占体制」が後継者不足に拍車をかけているとも言えます。

農地について、例えば都市生活者や都市部の法人への売却(貸借)を認め農業就業人口の拡大を図る。こうした戦後に続く第2の農地改革が可能になれば食料の安定供給の一助になるのではないのでしょうか。

さて、県営事業で実施中の菅平ダムの施設改修につきましては、小水力発電施設の整備に今年から工事着手の運びとなっており継続して取り組んでまいります。引き続き事業推進にあたり組合員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、組合員皆様のご健康とご多幸、そして豊穡の秋をご祈念申し上げ、令和4年度区報発行にあたってのご挨拶とさせていただきます。

第82回通常総代会開催

第82回通常総代会が、3月2日に真田中央公民館にて、開催されました。まん延防止重点措置適用期間中のため、昨年と同様に出席者を各地域の代表者のみに限定し、出席できない総代は書面決議となりました。

議長には真田地区の橋詰邦男さんを選出、議事が行われ、令和2年度事業報告・歳入歳出決算、令和4年度の事業計画、賦課金の徴収、予算など、全13議案が原案どおり承認可決されました。

詳しい内容については、ホームページをご覧ください。



令和2年度 長野県神川沿岸土地改良区決算内容

◆農地転用決済金特別会計

1. 歳入の部 (単位:円)

1. 決済金	2,565,180
2. 繰入金	0
3. 雑収入	5,009
4. 繰越金	65,461,960
歳入合計	68,032,149

2. 歳出の部

1. 繰出金	5,000,000
2. 予備費	0
歳出合計	5,000,000

◆職員退職給与金特別会計

1. 歳入の部 (単位:円)

1. 繰入金	50,000
2. 繰越金	700,383
歳入合計	750,383

2. 歳出の部

1. 退職給与金	0
歳出合計	0

◆一般会計歳入歳出決算

1. 歳入の部 (単位:円)

科目	予算額	決算額	説明
1. 組合費	25,715,000	26,239,350	經常 11,786,000 特別 14,453,350
2. 補助金	14,844,000	10,012,000	県・市補助金
3. 分担金	1,100,000	504,000	
4. 繰入金	15,967,000	5,000,000	農転特別会計
5. 雑収入	352,000	868,400	水路敷占有料他
6. 過年度収入	100,000	359,520	過年度未収賦課金
7. 交付金	9,312,000	9,312,000	企業局水門管理費
8. 繰越金	7,410,000	18,412,054	令和元年度繰越金
歳入合計	74,800,000	70,707,324	

2. 歳出の部

科目	予算額	決算額	説明
1. 事務費	15,039,000	13,265,000	事務費・役員報酬・職員人件費・総代会費
2. 選挙費	2,032,000	224,346	
3. 事務所費	380,000	263,799	事務室経費
4. 財産費	2,976,000	2,833,968	水門維持管理費積立繰出金
5. 負担金及び分担金	18,009,000	14,059,660	長土連負担金・県営事業分担金
6. 維持管理費	34,561,000	22,210,046	管平ダム 12,807,602 水門管理 4,050,000 水路など改修費 5,192,627
7. 諸支出金	803,000	527,585	賦課金通知書配付手数料他
8. 予備費	1,000,000	0	
歳出合計	74,800,000	53,384,404	

◆左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計

1. 歳入の部 (単位:円)

1. 繰入金	2,783,968
2. 繰越金	14,727,362
歳入合計	17,511,330

2. 歳出の部 (単位:円)

1. 繰出金	0
2. 維持管理費	0
歳出合計	0

令和4年度 長野県神川沿岸土地改良区予算内容

◆令和4年度 一般会計収支予算

1. 収入の部 (単位:千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	説明
1. 土地改良事業収入	26,072	27,039	賦課金・転用決済金等
2. 附帯事業収入	350	300	所有地借地料
3. 特定資産運用収入	5	10	転用決済金受取利息
4. 補助金等収入	6,500	11,100	長野県・上田市・東御市
5. 業務受託料収入	9,504	9,456	水門管理交付金
6. 雑収入	152	151	過年度賦課金等
7. 特定資産取崩収入	6,641	13,791	県営かんがい排水事業
8. 繰越金	10,776	10,063	前年度繰越金
収入合計	60,000	71,910	

2. 支出の部

科目	本年度予算額	前年度予算額	説明
1. 土地改良事業費支出	11,711	19,460	水門維持管理費・県単基盤整備事業等
2. 一般管理費支出	15,903	16,143	事務費
3. 土地改良事業負担金支出	19,338	27,321	県営かんがい排水事業・管平ダム管理費負担金
4. 特定資産積立支出	4,124	3,986	水門管理費積立金等
5. 繰越金	7,924	4,000	次年度繰越金
6. 予備費	1,000	1,000	
支出合計	60,000	71,910	

※土地改良法の改正により、令和4年度から複式簿記が導入されます

令和4年度の賦課基準と賦課徴収について

賦課基準

- ・経常賦課金(10aあたり) 1,000円
- ・特別賦課金(10aあたり)
 - 菅平ダム維持管理費 1,000円
 - 左岸幹線水路水門維持管理費 600円
 - 吉田堰水門維持管理費 300円



徴収期限 令和4年6月30日

口座振替の方は6月30日の振替日前日までに、残高のご確認をお願いします。
 現金で納入される方は、お近くの信州うえだ農協金融窓口か改良区事務局で、上田市・東御市以外にお住まいの方は郵便局で期日までにお支払いをお願いします。

令和4年度の主な事業計画

- ① 県営かんがい排水事業「菅平地区」 80,000千円
 - // (小水力発電施設) 100,000千円
 平成28年度より実施している菅平ダムの更新事業です。
- ② 県単農業農村基盤整備事業「堀越地区」 2,500千円

令和4年度 堰組合長

堰組合名	組合長
中島堰	一之瀬 勤
山吹堰	大久保起夫
内ノ原堰	志野 恵司
窪小西堰	大塚 將文
横尾堰(戸沢)	宮島 幸男
横尾堰(横尾)	渋沢 俊道

堰組合名	組合長
吉田堰	山辺 宏
堀越堰	久保田 洋
新屋堰	倉嶋 英寿
林之郷堰	春原 一博
岩門堰	茅野 正樹
大屋堰	押鐘 宏

堰組合名	組合長
常田堰	中村 清
久保堰	山辺 英夫
岩下堰	太田 典俊
左岸幹線	神津 敬次

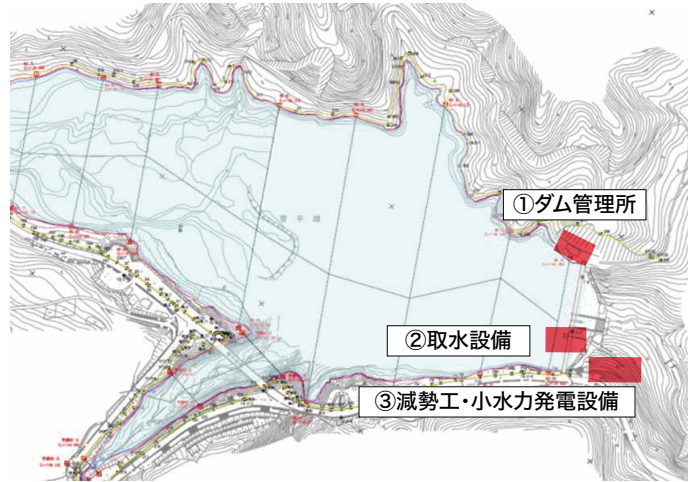
(敬称略)

組合長や役員さんには、水門・用排水路等の管理、施設の危険防止、安全対策等をお願いしています。
 皆様のご協力をお願いします。

県営かんがい排水事業 菅平地区 令和4年度以降の工事予定



①:ダム水管理設備等の更新(R5完了予定)
耐用年数を超過した機器類を新しくします。



②:取水設備ゲートの更新・建屋更新(R5完了予定)
耐用年数を超過した施設を新しくします。



③:減勢工の更新・小水力発電設備の設置(R5完了予定)
減勢工を更新し、小水力発電設備を新たに設置します。

着任挨拶



長野県上田地域振興局
農地整備課長 片山 亘浩

この度、4月の人事異動により上田地域振興局農地整備課長として着任いたしました片山亘浩と申します。

長野県神川沿岸土地改良区の皆様には、常日頃より長野県農政に対しまして、格別なるご支援とご協力を賜り、本稿をお借りして厚く御礼申し上げます。

県では、『長野県農業農村整備計画(第8次長野県土地改良長期計画)』を策定し、地元農産物が地域の人から支持され魅力ある農業が展開されるとともに、誰もが暮らしやすい農村を目指し、施策を展開しているところです。今後も地域の声に耳を傾けながら取り組んでまいります。

平成28年度から着手しています菅平ダム施設の改修につきましては、取水ゲートの更新工事、遠隔操作設備工事、減勢工

施設の更新工事、小水力発電施設工事と多くの工事が本格的に始まってまいります。すべての工事が一日でも早く完成するよう効率的な事業執行に努めてまいります。

また、吉田堰につきましては、近年多く発生する豪雨にも耐える防災減災対策事業を令和6年度より進められるように、現在、現地調査や計画策定を進めているところです。

事業実施にあたりましては地元関係者と連携して取り組んでまいりますので、引き続きご支援、ご協力をよろしくお願いたします。

結びに、長野県神川沿岸土地改良区の益々のご発展と、皆様方のご健勝、そして災害がなく豊かな実りを迎えられることをお祈りいたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

「菅平小水力発電施設建設工事」の概要

長野県企業局 北信発電管理事務所 上田発電建設事務所(菅平ダム管理所)

小水力発電施設の建設工事については、県上田地域振興局より建設工事の発注から竣工までの業務を受託した県企業局が、設計と工事を一括にしたプロポーザル方式により工事を発注しました。受注することになった藤田エンジニアリング株式会社とは、今年1月に請負工事契約を締結して、事業の第一歩を踏み出しました。

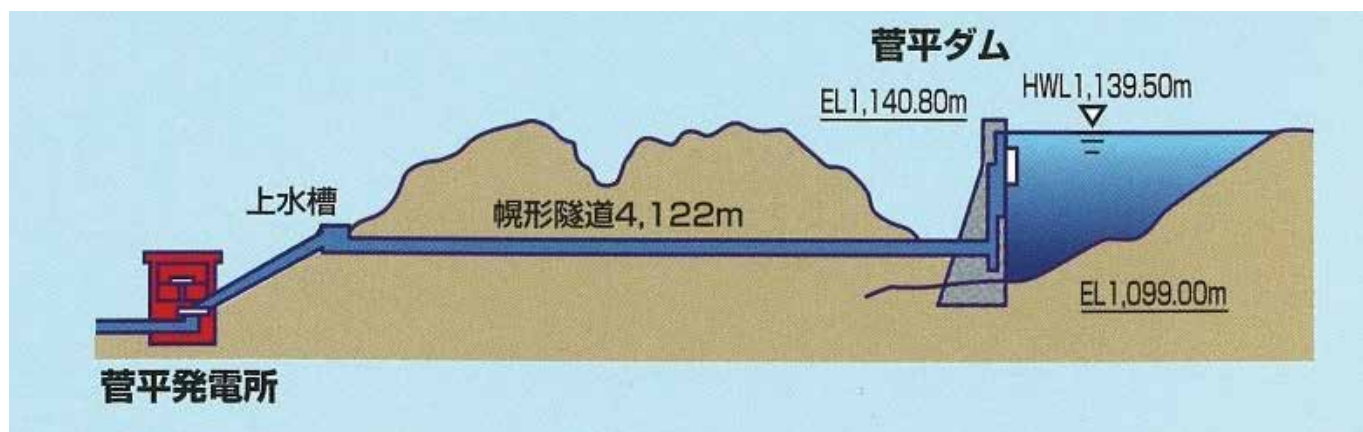
今後のスケジュールにつきましては、今年度は引き続き設計を行うほか、必要な各種手続きを行い、来年度に県営かんがい排水事業と調整しながら工事を進めていきます。順調に進めば、再来年度に売電が開始される予定です。

今回は写真などをご覧いただきながら、小水力発電施設の概要について、紹介します。



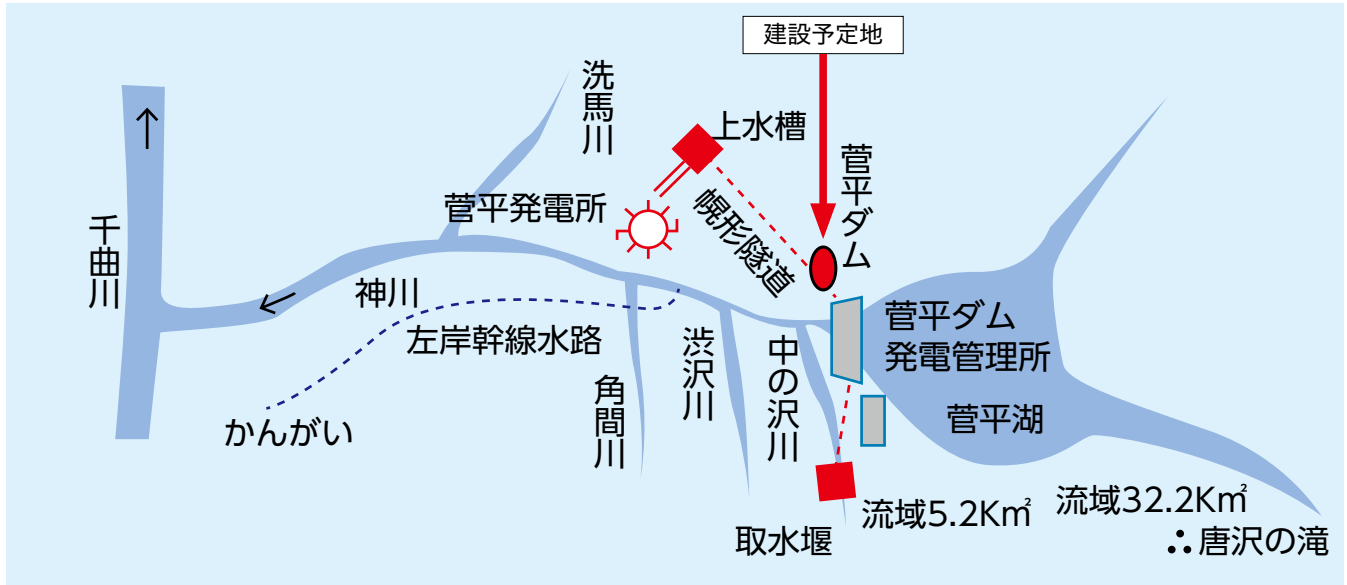
写真①:菅平ダム

写真①:小水力発電施設はダム直下(右岸側)に建設します。



図①:概略横断面図

図①:菅平ダムから取水した水を使用して、ダムの落差を有効活用した発電を行います。



図②: 神川概略図

図②(上): 菅平ダムから取水した水は、小水力発電施設と菅平発電所でそれぞれ発電用水として利用されてから、神川に合流した後、かんがいや水道用水として使用されます。

写真②(右): 菅平発電所では、かんがい期はかんがいに合わせた水量で発電し、冬期は電力需要を考慮して発電します。

写真③④(下): 現在行っている設計にて、ダムからの取水量やダム水位の変動のほか、経済性などを考慮して水車発電機の仕様を決定します。

写真は導入予定のものと同形の機器です。

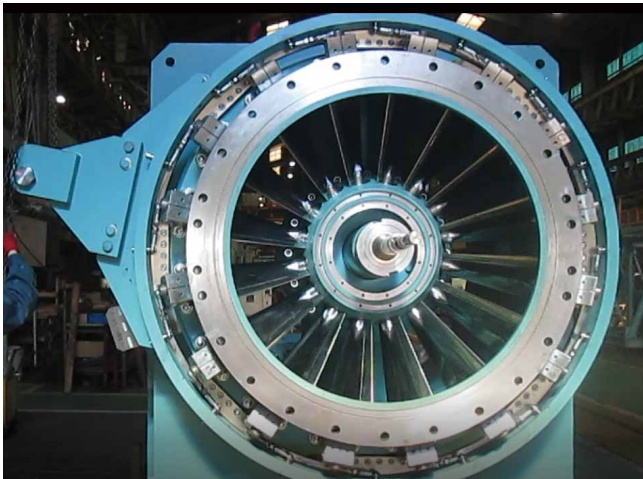
水車: S形チューブラ水車 発電機: 横軸三相交流同期発電機 (写真提供: 藤田エンジニアリング株式会社)



写真②: 菅平発電所



写真③: 水車発電機



写真④: 水車



こんな時には届け出を！

賦課金の算定基礎は、毎年4月1日現在の神川沿岸土地改良区の土地台帳の面積です。

土地改良区の土地台帳の面積や組合員情報は、公共機関（法務局・市町村・農業委員会）などに農地の転用や異動の手続きをしても、ご本人が直接土地改良区へ届出しなければ変更となりません。

届出がない場合、賦課金は変更前のまま賦課されますので、ご注意ください。

組合員資格の変更や農地を異動したとき

- ◆農地の全部又は一部を売買・貸借・交換・贈与したとき
- ◆組合員が亡くなられたとき、経営を移譲したとき
- ◆農業者年金(経営移譲年金)をもらうとき
- ◆住所や氏名を変更したとき

農地を転用するとき

土地改良法42条により**決済金**の納付が義務づけられています。

- ◆農地を宅地・道路等にするとき
- ◆公共事業用地(道路改修・河川改修・公園・建物等)になったとき

決済金 1㎡あたり50円

※左岸水路に係る地域は70円(改良区50円・左岸協議会20円)

詳細は、土地改良区事務局までお問い合わせください。

◆表紙写真 八幡秋和堰（堀越堰）取水口
堀越堰は伊勢山地区で神川から取水、金井橋（上田市住吉）付近で一度矢出沢川に放出したのち、再度上田市街（下紺屋町）で取水しています。撮影 清水覚一理事

◆区報タイトル題字・水土里ネットロゴ 山家神社 押森慎宮司

みどり
水土里ネット神川

(長野県神川沿岸土地改良区)

〒386-2292

長野県上田市真田町長 7178-1

上田市真田地域自治センター内

TEL (0268)72-0355 FAX (0268)75-0144